

【vii 保育課・幼保連携推進室関係】

1. 待機児童解消のための保育士の確保について (関連資料1参照)

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等により量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士の確保が課題となっている。保育士の人材確保には、新規人材の確保はもとより、継続的に勤務することができるような改善を行うことが必要である。

平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、待機児童の解消に向けた保育士の人材確保の推進が盛り込まれた。これを受け、平成24年度補正予算において、安心こども基金により、保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の強化及び保育士の処遇改善について、事業の新設及び拡充を行った。これらの事業を活用し、待機児童解消に向けた保育士確保に一層取り組まれない。

(1) 保育士確保施策の拡充

保育士養成施設新規卒業者を確保するための取り組みとして、保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場の提供、学生を対象とした就職説明会の実施等が考えられる。各地方公共団体と保育士養成施設等の関係機関と連携し、積極的に取り組まれない。

保育士の就業継続支援には、保育所の管理者（所長等）や経営者への働きかけが重要である。管理者等を対象とした人事管理や職場環境改善等の研修の実施により、管内の保育所における、就業継続につながる職場環境の構築を支援されたい。

また、潜在保育士の再就職支援や保育所で働く保育士の相談及び保育所への助言を行う「保育士・保育所支援センター」の活用により、潜在保育士等への支援に取り組まれない。

保育士確保に取り組む際には、地域の保育士不足の状況をできるだけ具体的に把握し、保育所のニーズに対応した対策を取られたい。また、保育士確保に係る対策の実施にあたっては、労働関係部局、社会福祉協議会に加え労働局・ハローワークや民間の研修事業者とも連携し、関係機関の協力を得ながら、効果的な事業の実施をお願いする。

(2) 保育士の資格取得と継続雇用の強化

認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者に対し、保育士資格取得費用を助成する事業を活用し、認可外保育施設の認可保育所への移行を促進されたい。

また、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付により、入学者の

増加を図るとともに、貸付を受けた地域で一定期間就職することで貸付金の返済を免除する仕組みにより、地域の保育所で働く人材を育成することができる。いずれの事業においても、社会福祉協議会や保育士養成施設などの協力を得ながら、事業の周知と効果的な実施を図りたい

(3) 保育士の処遇改善

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士等の処遇改善に取り組む民間保育所に対し、保育所運営費の「民間施設給与等改善費（民改費）」を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する「保育士等処遇改善臨時特例事業」を実施することとした。

具体的には、各保育所における職員一人当たりの平均勤続年数が長いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることにより、保育士の処遇の全体的な改善を図り、離職防止に結び付けることとしている。

今回の措置は、①待機児童解消のために保育所の定員増とともに保育士の確保策を講じるよう総理から指示を受けたこと、②新制度の施行を早ければ2年後に控える状況の下、保育士の確保が喫緊の課題となっていること、から保育の担い手である保育士の人材確保対策を実施するものである。

保育士の処遇については、厳しい現状があり、保育の量的拡大を緊急に進めなければならない状況の下で、大都市部はもとより、それ以外の地域でも人材確保が困難となっている。

それに対応するため、今回の補正予算により、臨時応急的かつ特例の対応として「保育士等処遇改善臨時特例事業」をあえて国が全額を負担することにより実施することとしたものである。

これは、現在の水準の国及び地方の施策（独自施策を含む。）があってもなお保育士の処遇が低いという現状を踏まえて、保育士の処遇を緊急に引き上げるために実施するものである。地方自治体におかれては、その趣旨を十分ご理解の上、保育士の処遇に係る施策の維持拡充を進めていただきたい。

都道府県におかれては、保育士の処遇改善が確実に図られるよう事業の趣旨・内容について、管内市区町村に十分周知いただくとともに、事業の執行に特段のご協力をいただきたい。

今後とも、保育士の処遇改善と確保に国と地方が一体となって取り組み、新制度への移行を円滑に進めていきたいので、特段のご協力をお願いしたい。

2. 保育所の耐震化の促進について（関連資料2参照）

（1）耐震化の状況

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。全国的な取組状況をみると、平成24年4月1日現在の保育所の耐震化率は74.9%であり、引き続き耐震化の促進が必要な状況となっている。

耐震化状況の詳細をみると、各都道府県等における取組には大きな差が生じていると同時に、設置主体別でみると、公立保育所は72.6%、私立保育所は76.5%となっている。こうした状況を踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供等を通じて、公私ともに保育所の耐震化の促進に努められたい。

（2）耐震化工事の施設整備費について

耐震化工事を含む私立保育所の施設整備費については、平成24年度予備費で積み増し・延長を行った安心こども基金で、引き続き支援を行うこととしている。先般、耐震化も含めた施設整備に必要な予算を各都道府県に配分したところであるので、安心こども基金の十分な活用により、早期の耐震化に努めていただきたい。

一方、公立保育所の施設整備費については、平成25年度予算案において、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれたところであり、平成25年度に地方単独事業として行う公立保育所の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象とすることとされた。これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入することとされたので、積極的にご活用いただき、耐震化促進を図られたい。

（3）耐震化診断について

また、耐震化診断が必要な昭和56年以前の施設のうち、診断実施率はその半数程度（56.8%）となっている。耐震化の促進に向けては、何より耐震化診断を行うことが重要であるため、耐震化診断率の低い地方自治体におかれては、まずは耐震化診断の早期実施にご尽力願いたい。

保育所の耐震診断に要する費用については、引き続き、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」により補助が可能であるので、各地方公共団体の関係部局と連携を図り、当該事業を活用しながら耐震診断を着実に実施されたい。なお、平成25年度予算案では、私立の大

規模保育所（延べ面積1,500㎡以上を予定）については、補助率の嵩上げや自治体負担がない場合の補助を可能とする措置がなされるので、より一層の活用をお願いしたい。

なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

（参考）「住宅・建築物安全ストック形成事業」に関する照会先
国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室
03-5253-8111（内線39663）

3. 多様な保育サービス等の推進について

延長保育や病児・病後児保育事業等の多様な保育サービスについては、平成26年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成24年度補正予算及び平成25年度予算案においても、目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業の推進を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いする。

あわせて、管内市町村及び保育所等が地域における多様な保育需要に対する積極的な取り組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

（1）保育や子育て支援の充実等について

認定こども園事業費、グループ型小規模保育事業、認可外保育施設運営支援事業など施設整備以外の事業については、平成24年度補正予算において積み増し・延長を行うとともに、認定こども園事業費については、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善、認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善を行うこととしているので、引き続き事業の積極的な取り組みをお願いする。（**関連資料3参照**）

また、一時預かり事業については、子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設、へき地保育事業については、実施要件としている1日当たり平均入所児童数10人以上を6人以上に緩和し、従来の子育て支援交付金で実施してきた事業とともに、安心こども基金に移行して拡充することとしている。なお、家庭支援推進保育事業については、母子家庭

等対策総合支援事業へ移行して、引き続き同内容で実施することとしている。**(関連資料 4、5 参照)**

なお、「待機児童解消「先取り」プロジェクト」については、平成25年度も引き続き実施することとなるため、保育所緊急整備事業、グループ型小規模保育事業、認可外保育施設運営支援事業などの事業について、引き続き積極的な取り組みをお願いする。

(2) 病児・病後児保育事業について

病児・病後児保育事業については、平成26年度までに延べ利用児童数200万人の数値目標を設定し、事業の拡充を進めているところである。都道府県・市町村におかれては、地域のニーズに応えられるよう、実施か所数や受入れ児童数の増加に努めていただくなど、引き続き、病児・病後児保育事業の積極的な取り組みをお願いする。

(3) 家庭的保育事業の推進について

家庭的保育事業については、平成25年度予算案において、「家庭的保育開設準備経費」を新設し、家庭的保育事業を新規に開始する際の経費を補助することにより、家庭的保育事業の拡充を図っている。

また、平成24年度補正予算により「安心こども基金」の積み増しと延長を行い、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を行う「家庭的保育改修事業」、家庭的保育者が自宅以外で保育を実施する場合の賃借料の補助を行う「家庭的保育賃借料補助事業」、家庭的保育者等の研修に補助を行う「家庭的保育者研修事業」を実施している。これらの事業を活用し、家庭的保育者の増加など、事業の推進に向けた積極的な取り組みをお願いする。

なお、「待機児童解消「先取り」プロジェクト」によるグループ型小規模保育事業についても、家庭的保育事業と同様に「家庭的保育開設準備経費」「家庭的保育改修事業」等の対象となっているため、基金の活用とあわせて、積極的な取り組みをお願いする。**(関連資料 6 参照)**

(4) 保育対策等促進事業費補助金の交付申請等について

保育対策等促進事業費補助金の交付申請及び実績報告の提出期限については交付要綱に規定されているが、従来より多くの自治体において提出期限が守られていないため、補助金の早期執行等の観点から期限厳守での提出をお願いする。

4. 保育所におけるアレルギー等のガイドラインの活用について

平成20年3月に保育所保育指針の改定に併せて策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、子どもの健康及び安全の確保として、保育所における保健・衛生面の対応に関する3つのガイドラインを作成している。これらのガイドラインはいずれも厚生労働省のホームページからダウンロードが可能となっているので、保育所等への一層の周知などに積極的にご活用いただきたい。

(1) 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて

調査研究により、保育所におけるアレルギー疾患児への対応の難しさ、また食物アレルギーの子どもの誤食事故が起きている現状が明らかになった。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインでは、保育所、保護者、医療関係者がアレルギー疾患に対して正しい知識を持ち、3者が連携して適切な対応を行うことを目的に、アナフィラキシーを起こしたときのエピペン（アドレナリン自己注射薬）の使用を含めた具体的な対応方法や保育所内での体制の強化・地域との連携の重要性を記載し、保育所での対応の原則を示している。平成24年9月には、このガイドラインを更に周知するためにDVDを作成し、全市区町村に送付（コピー可能）するとともに、厚生労働省ホームページの動画チャンネルでも視聴できるようにしている。（関連資料9参照）

(2) 保育所における食事の提供ガイドラインについて

乳幼児期の子どもにとって「食事」は生命の保持、心身の成長など生きる力の基礎を育む上で重要なものである。しかし、子どもや保護者の「食」をめぐる現状は、利便性が優先され、食文化の継承や食を通じた豊かな経験が非常に少なくなっている。保育所における食事の提供ガイドラインでは、保育所の食事の提供方法が多様化する中で、子どもの食に関わる保育所職員を始め、管理者、行政担当者等が再考、評価、改善するためのチェックリストを作成する等、保育所における食事の質の向上を目指す内容となっている。（関連資料10参照）

(3) 保育所における感染症対策ガイドライン（2012年改訂版）について

保育所における感染症対策ガイドラインを平成21年8月に発出し、乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示したが、平成24年4月に学校保健安全法施行規則の一部が改正され、学校で予防すべき感染症及

び出席停止期間の改正があったことから、保育所における感染症対策ガイドラインについても、これとの整合性を確保するとともに、最新の知見が反映されるよう修正・加筆を行い、平成24年11月に2012年改訂版を発出した。

この中では、感染経路別に対策方法を具体的に示すとともに、保育所職員を含めた健康管理や予防接種の重要性も記載している。**(関連資料 1 1 参照)**

5. 保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については、従来よりご尽力いただいているところであるが、尊い命が失われる事故が発生している。

平成24年中に報告を頂いた死亡事故については、睡眠中に異常を発見した事例が多かったが、だんごをのどに詰ませた事例やプールで溺れた事例等、睡眠中以外の事故も発生しているため、様々な場面での事故防止に向けた取り組みが必要である。

今後とも、貴管内の保育所等に対し、「保育所保育指針」（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）の「第5章 健康及び安全」に基づき適切に対応し、施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化するよう指導方願います。**(関連資料 1 2 参照)**

(参考)

平成24年1月から平成24年12月までに厚生労働省に報告があった件数
1 4 5 件

	負傷等				死亡	計
	意識不明	骨折	火傷	その他		
認可保育所	0	88	1	21	6	116
認可外保育施設	1	8	1	7	12	29

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ)

